

奨学金を返還している市内在住者を支援します

—5年間で最大50万円—

村上市では、定住促進施策の一環として、奨学金を受けて大学などに進学し、卒業後村上市に住んでいる人を対象に、返還された奨学金の一部を助成します。令和8年度から独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金(第一種・第二種)も対象となりました。

【対象となる奨学金】 令和8年度から対象を拡大しました

- ① 村上市奨学金
- ② 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金(第一種および第二種)

【対象者】

次の①から⑥全ての要件に該当する人が対象となります。

- ① 申請日の属する年度の前年度に、奨学金の返還をした人
- ② 申請期間の末日時点(令和8年度の場合、令和8年7月31日)で村上市内に住所を有する人
※常勤の国家公務員及び地方公務員を除く
- ③ 令和8年度に村上市で市民税が課税されていること(課税されていない場合は、未申告でないこと)
- ④ 市税を滞納していない人
- ⑤ 奨学金の返還金を滞納していない人
※申請期間末日までに納付すれば対象となります
- ⑥ 奨学金の返還に関する他の補助金等を受けていない人
- ⑦ 暴力団、暴力団員でない人



【補助額と交付期間】

補助対象：申請日の属する年度の前年度納期分の返還金額(利息を含む)

※令和8年度の場合、令和7年度納期分の返還金額

補助率：3分の1(千円未満の端数がある場合は、端数切捨て)

補助上限額：10万円/年(5年間で最大50万円助成)

交付期間：当初申請した年度から5年間

※令和8年度に申請した場合は、令和12年度まで対象期間

※毎年申請が必要になります

【補助額例1】

令和7年度返還額が12万円の場合は、3分の1の4万円が令和8年度の補助金額。

【補助額例2】

令和7年度返還額が33万6千円の場合は、3分の1の11万2千円が、10万円を超えるので補助限度額の10万円が令和8年度の補助金額。

【申請方法】 ①から④の提出書類と一緒に、学校教育課または各教育事務所へ提出してください。

- ① 村上市奨学金返還支援補助金交付申請書兼同意書
- ② 奨学金の貸与総額および返還計画がわかる書類の写し(初回申請時のみ)
 - ・日本学生支援機構が発行する貸与奨学金返還確認票、口座振替(リレー口座)加入通知、奨学金返還証明書のいずれか1つの写し
- ③ 前年度の奨学金返還額がわかる書類の写し
 - ・通帳(返還金引落口座)もしくは日本学生支援機構が発行する奨学金返還額証明書の写し
- ④ 補助金の振込みを希望する奨学生本人名義口座の通帳またはキャッシュカードの写し(振込先は奨学生本人名義の口座に限ります)

(注1)①については、学校教育課および各教育事務所で配布、または村上市のホームページからもダウンロードできます (注2)②と③については、村上市奨学金の場合は提出不要です

詳しくは HP へ



【申請期間】

令和8年7月1日(水)～7月31日(金) 8時30分～17時15分 ※土・日曜日、祝日を除く

【補助金交付の流れ】

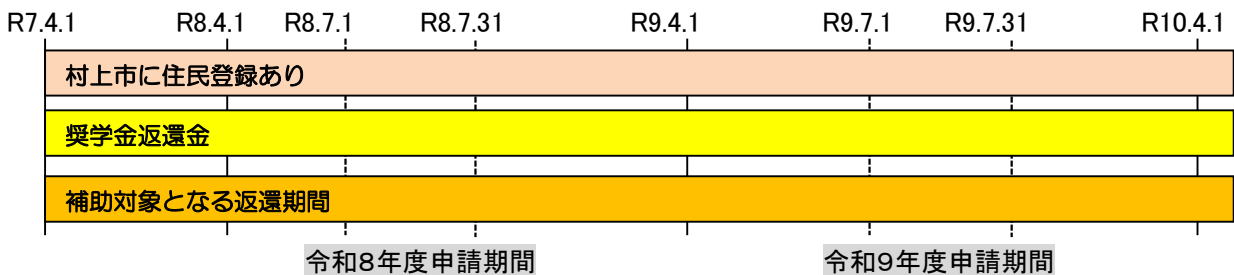
市が申請内容を審査(住民登録の有無、返還金額等)し、補助金交付決定通知書を通知します。

⇒ 通知後、申請者が指定する金融機関の口座へ振り込み(10月中旬予定)

【補助金申請対象ケース】 例：令和8年度から申請する場合(令和12年度まで対象期間)

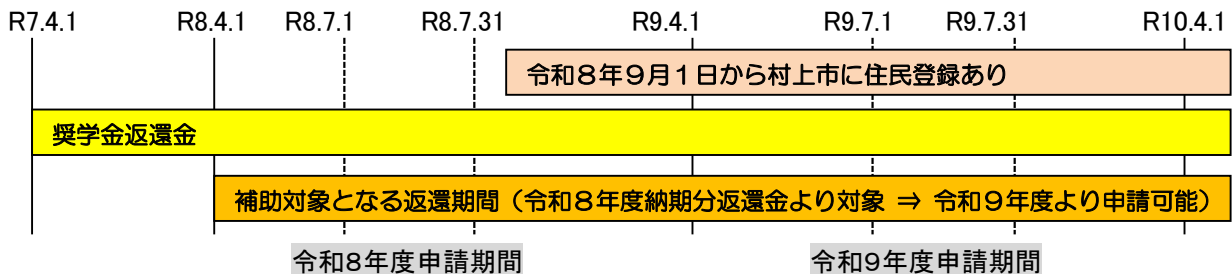
- ① 令和7年4月1日以前から奨学金を返還し、村上市に居住している場合

⇒ 令和8年度から申請できます。



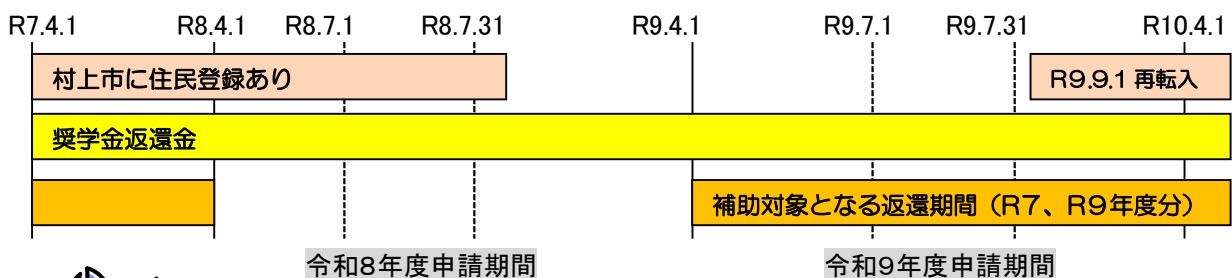
- ② 令和7年4月1日以前から奨学金を返還しているが、令和8年9月1日から村上市に居住する場合

⇒ 令和8年度申請時は、前年度奨学金を返還しているが、村上市民ではないため、令和8年度は申請できません。令和9年度から申請できます。



- ③ 令和7年4月1日以前から奨学金を返還し、令和8年9月1日に村上市から転出し、令和9年9月1日から再び村上市に居住した場合

⇒ 令和8年度は申請できるが、令和8年9月1日に村上市から転出し、令和9年度の申請期間には、村上市民ではないため、令和9年度は申請できません。また、令和9年9月1日に村上市に再転入し、再転入以降村上市民である場合は、令和10年度から申請できます。



【問い合わせ先】

村上市教育委員会 学校教育課 未来の学校創造室 電話:0254-75-8033